



国土入企第39号
平成24年2月29日

社団法人日本建設業連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について

今般、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」(平成24年2月29日付け国土入企第36号)において、新たな共同企業体方式(復興JV)の制度を当面試行することとし、その適切な活用についてお知らせしたところですが、このような状況を踏まえると、今後、被災三県以外からの現場労働者の確保の動きが進むと考えられます。この場合、現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、国土交通省直轄工事における現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、被災三県で実施される国土交通省直轄工事について、別添1のとおり被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用を東北・北陸地方整備局あてに通知するとともに、被災三県及び仙台市に対しては、別添2のとおり、国土交通省の対応を参考にして、実際の施工に要する通常妥当な経費の把握及び適正な積算の徹底に努めるよう通知しています。

貴団体におかれましては、この旨を了知して頂くとともに、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知頂きますようよろしくお願い申し上げます。

国 技 建 第 6 号
平成 24 年 2 月 29 日東北・北陸地方整備局
技術調整管理官 殿大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長

被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について

東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復興事業が本格化することで、被災地域内の地元企業だけでは必ずしも十分な施工体制を確保できない状況が想定されることから、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するため、共同企業体方式（復興JV制度）を試行することとされたところである。

このような状況を踏まえれば、今後、被災三県以外からの現場労働者の確保の動きが進むと考えられ、現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」について、現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、下記のとおり当面の運用を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 適用対象工事

被災三県で実施される工事で、平成 24 年 3 月 1 日以降に入札公告を行う工事。

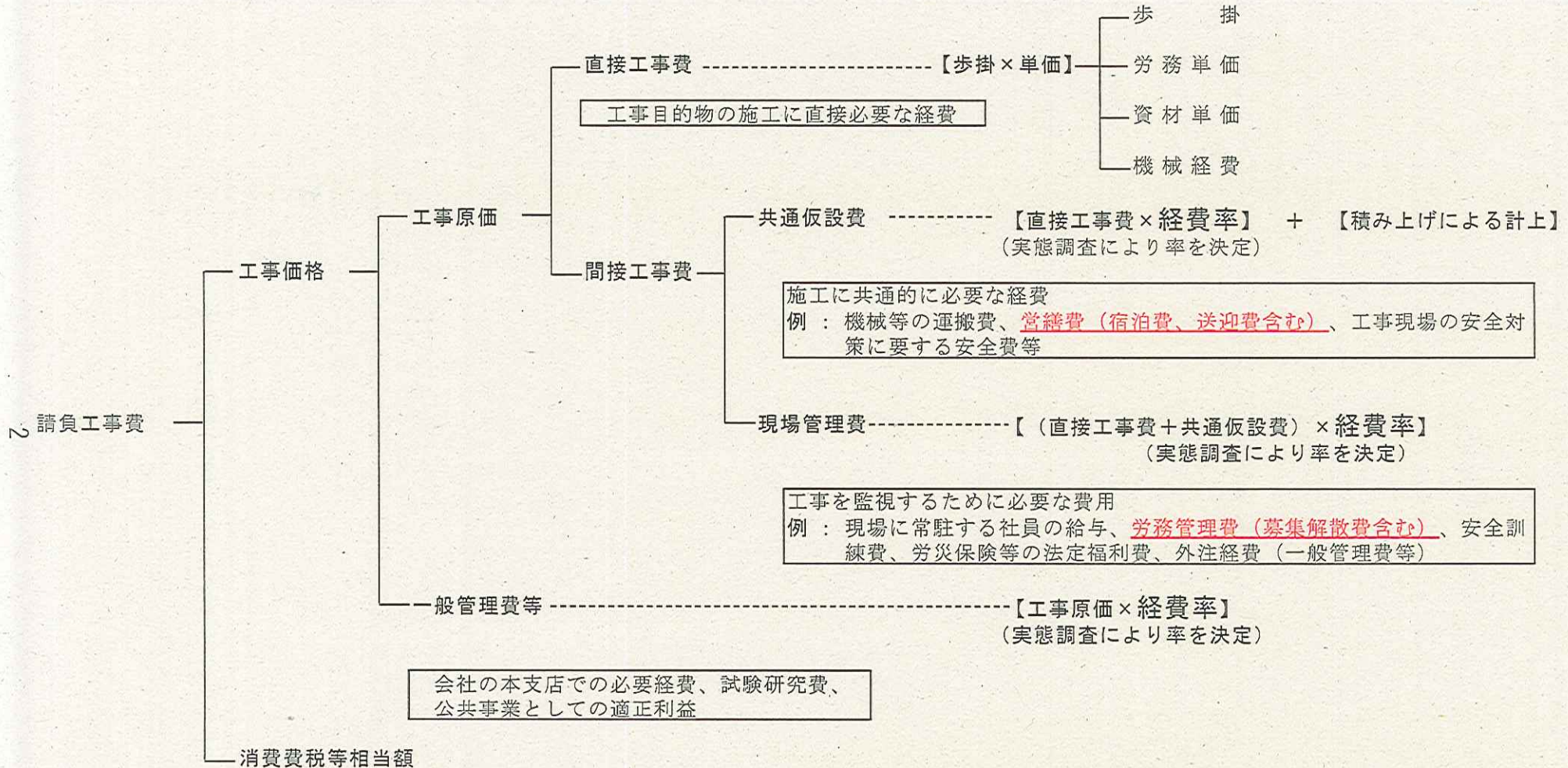
2. 補正方法

「土木請負工事工事費積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

| 間接工事費 | 補正係数 |
|-------|----------|
| 共通仮設費 | 1. 0 5 6 |
| 現場管理費 | 1. 0 0 5 |

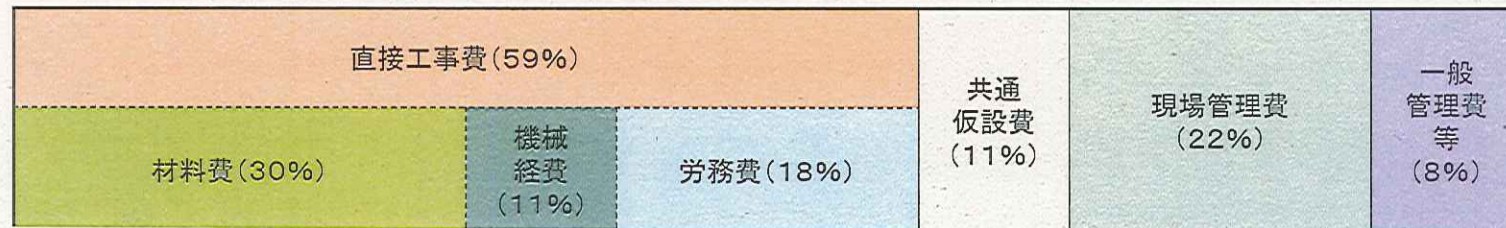
被災地以外からの労働者確保に要する追加費用への対応

(1) 土木工事の積算体系について



一般土木工事の標準的な構成割合

※平成20年度諸経費調査における構成割合



東北地方整備局 港湾空港部長 殿

港湾局 技術企画課長

被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について

東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復興事業が本格化することで、被災地域内の地元企業だけでは必ずしも十分な施工体制を確保できない状況が想定されることから、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するため、共同企業体方式（復興JV制度）を試行することとされたところである。

このような状況を踏まえれば、今後、被災三県以外からの現場労働者の確保の動きが進むと考えられ、現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」、「募集及び解散に要する費用」について、現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、下記のとおり当面の運用を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 適用対象工事

被災三県で実施される工事で、平成24年3月1日以降に入札公告を行う工事。

2. 補正方法

「港湾請負工事費積算基準」により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

| 間接工事費 | 補正係数 |
|-------|-------|
| 共通仮設費 | 1.035 |
| 現場管理費 | 1.004 |

国土入企第38号
平成24年2月29日

岩手県主管担当部局長 あて
宮城県主管担当部局長 あて
福島県主管担当部局長 あて
仙台市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について

今般、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年2月29日付け国土入企第34号）において、新たな共同企業体方式（復興JV）を適切に活用するよう通知したところですが、このような状況を踏まえると、今後、被災三県以外からの現場労働者の確保の動きが進むと考えられます。この場合、現場労働者に係る「宿泊費」、「労働者の輸送に要する費用」及び「募集及び解散に要する費用」について、国土交通省直轄工事における現行積算基準による積算では乖離が生じることが想定されることから、別添のとおり、被災三県で実施される国土交通省直轄工事において被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用が定められたところです。各発注者におかれては、これを参考として、実際の施工に要する通常妥当な経費の把握及び適正な積算の徹底に努めて頂くようお願いいたします。

なお、被災三県におかれては、貴県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。